

「別 記」

平成27年村上市訓令第 号

村上市総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 村上市総合教育会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(構成員)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。ただし、市長が必要と認めるときは、関係者、学識経験を有する者又は関係職員（以下「関係者等」という。）を出席させることができる。

(1) 村上市長（以下「市長」という。）

(2) 教育委員

(開催期日)

第3条 会議は、市長が必要と認めたとき又は教育委員から会議に付議すべき件を示して会議の招集の請求があったときに、これを招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、市長及び教育長のみで会議を開催することができる。

(付議手続)

第4条 構成員は、法第1条の4第1項に掲げる会議に付すべき協議事項及び協議並びに調整事項（以下「協議事項等」という。）のあるときは、文書をもって開催日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 協議事項等については、その要旨又は参考資料を添付するものとする。

3 市長は、前2項により提出された協議事項等を整理し、会議に提出しなければならない。

(招集手続)

第5条 市長は、会議の日時、場所及び会議に付された協議事項等を記載し、会議の3日前までに教育委員に送付しなければならない。ただし、急を要する場合は、これを省略することができる。

(議事等)

第6条 会議の議事は、市長が進行する。

2 会議に参加する者は、議事の妨害となる言動をしてはならない。

(会期)

第7条 会期は、1日とする。ただし、会期中に議事が終了しないとき又は特に必要があるときは、市長は会議の議決でこれを延長することができる。

(協議事項等の合意)

第8条 会議に付された協議事項等の合意は、採決により行う。

(採決の宣告)

第9条 市長は、採決をしようとするときは、議題を宣告しなければならない。

(採決への参加)

第10条 前条の場合において、出席している構成員は、採決に加わらなければならない。

(採決の順序)

第11条 採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決し、その区分が明らかでないときは、市長がこれを定める。

3 前項の決定に異議があるときは、市長は、会議に諮り討論を行わないでこれを決めなければならない。

(採決の方法)

第12条 採決の方法は、挙手、記名及び無記名投票とし、市長が定める。

2 前項の決定に異議があるときは、市長は、会議に諮り討論を行わないで挙手により採決方法を決めなければならない。

3 市長は、議題につき異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めたときは、第1項の規定にかかわらず直ちに可決の旨を宣告することができる。

(会議録の作成)

第13条 会議録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した構成員及び欠席した構成員の氏名
- (3) 会議に出席した関係者等の氏名
- (4) 協議事項等の要旨
- (5) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第14条 会議録は、公開する。ただし、村上市情報公開条例（平成20年条例第20号）第6条各号の規定のいずれかに該当する場合は、その該当する部分に限り、非公開とすることができる。

(会議の公開)

第15条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、市長又は教育委員の発議により、出席した構成員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 前項ただし書の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(会議の傍聴許可)

第16条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、市長の許可を得なければならない。

(傍聴の手続)

第17条 傍聴人は、会議当日所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席の指定)

第18条 傍聴人は、係員の指示によって指定された傍聴席に着かななければならない。

2 傍聴人は、指定された傍聴席以外の場所に入ってはならない。

(傍聴の制限)

第19条 あらかじめ設けた傍聴席が満員になったとき市長は、傍聴を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 義務教育終了前の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、市長が特に許可した者は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第21条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (5) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第22条 傍聴人は、会議を公開としない旨の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 市長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、これを制止し、指示に従わないときは、退場させることができる。

(事務局)

第23条 会議に関する事務の処理は、総務課において行う。ただし、教育委員会学校教育課は、教育長、教育委員に関する調整、並びに大綱の策定に関する事務等を補助執行する。

(その他の必要な事項)

第24条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年7月27日より適用する。